

出入国在留管理政策懇談会（第5回） 議事録

開催日時：令和7年7月17日（木）

午前10時から午後0時1分まで

於：法務省共用会議室6・7

[出席委員]

野口座長、明石座長代理、岡部委員、加藤委員、川村委員、清田委員、近藤委員、佐久間委員、佐野委員、四方委員、富高委員、堀内委員、増子委員、結城委員

[出入国在留管理庁側出席者]

丸山長官、内藤次長、加藤審議官、君塚審議官、礒部出入国管理部長、福原在留管理支援部長、白井総務課長、菱田政策課長、東郷警備課長、武藤審判課長、重友難民認定室長、田中国際企画調整官

1 開 会

○事務局 それでは、定刻になりましたので、これより出入国在留管理政策懇談会第5回会合を開催いたします。

本日は御多忙のところ本懇談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。第5回の議題は、退去強制業務についてです。

まず、当局から資料に沿って説明させていただきまして、その後、委員の皆様にご意見交換を行っていただきます。

本日使用する資料につきましては、お手元の資料「退去強制業務について」及び事前に各委員の皆様から御提出いただきました御意見となります。全て卓上のタブレットに入れさせていただいております。また、説明時には正面のモニターに投影させていただきます。タブレットの操作につきましては、御不明な点や御支障などございましたら、随時事務局までお知らせいただければと思います。

閉会は12時とさせていただきます。

また、本日、清田委員におかれましては、オンラインで御出席いただいております。片岡委員、ロペズ委員におかれましては、御欠席でございます。

それでは、これ以降の議事の進行を野口座長に行っていただきます。野口座長、どうぞよろしくお願いいたします。

2 退去強制業務について

○野口座長 はい、承知いたしました。

一橋大学の野口でございます。委員の皆様には、本日も大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日のテーマは退去強制業務でございます。委員の皆様には、御承知のとおり退去強

制、送還、收容については、令和5年入管法改正時の大きなテーマであり、送還停止効の整理、罰則付き退去命令、自発的出国の促進、監理措置、收容施設の処遇など、大きく改正された部分でございます。本日も様々な観点から御議論を頂けますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、この会合の方式も、回を重ねるごとに工夫と改善を試みていただいております。会合での実質的な議論の時間を確保すべく、事前の御説明、質問のやり取り、意見の御提出のお願いなどを申し上げます。

御質問に関しましては、先ほど御案内があったように、会合の開始前に打返しをさせていただいて、本日資料として共有をさせていただいておりますが、更問などございましたらもちろんですが、本日の議論の時間にお問合せや御発言を頂けましたら幸いです。

それでは、議題である退去強制業務について、東郷警備課長より御説明をお願い申し上げます。

○東郷警備課長 警備課長の東郷です。本日はよろしくお願いいたします。

資料につきまして、私から説明させていただきます。

資料は、1ページから5ページまでが統計関係、6ページから13ページまでが令和5年法改正の関係、14ページから16ページまでが「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」の関係となっておりまして、最後の17ページにつきまして、当方が考える、本日特に御議論をお願いしたい事項となっております。

時間が限られておりますので、統計関係、法改正関係及びゼロプランの関係の資料の説明は、最低限なものとしてさせていただきますので、御理解いただければと思います。

まずは、1ページ目を御覧いただければと思います。不法残留者数の推移となります。

入国し、在留期間を超えて出国していない者について、電算で機械的に集計したのになります。平成5年のピーク時には約30万人でしたが、5年半減計画等の結果、約6万人まで減少いたしました。しかしながら、最近では高止まりの状態となっております。

次の2ページ目でございます。こちらは、退去強制手続等を執った者の推移となっております。

こちらの数は、入国警備官が違反調査を行った結果、退去強制事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があると認められた外国人を、入国審査官に引渡し、又は引継ぎをした数となっております。出国命令手続を執った者も含まれております。

次は3ページ目でございます。

左上の被收容者数の推移は、各年の年末現在で、入管の收容施設に收容されていた人の数を表したものでございます。收容令書により收容されていた人と退去強制令書により收容されていた人の総数となります。

その下の被退令仮放免者数の推移は、各年の年末現在で、退去強制令書の発付を受けた後に仮放免を許可され、收容を一時的に解除されている人が何人いたかということを表したものでございます。

右側の被退令監理者数は、監理措置制度が令和6年6月に創設されたばかりでありま

すので、令和6年末現在の数を表でお示しております。

次の4ページ目でございます。

こちらは、送還された人と出国命令書の交付を受けた人の数の推移を表したものでございます。

次の5ページ目、お願いします。

こちらは、「IOM自主的帰国及び社会復帰支援プログラム」の概要及びこのプログラムによる帰国者の年度ごとの数の推移についてお示したものでございます。

次の6ページ目から、昨年、令和6年6月に施行されました令和5年法改正についての御説明になります。

こちらは法改正の概要となります。

左のオレンジ色の保護すべき者を確実に保護の、「1「補完的保護対象者」認定制度」及び「3難民認定制度の運用の見直し」、こちらの二つを除きまして、退去強制手続関連の法改正となっております。

次の7ページ目を御覧ください。

こちらは、法改正の施行前と後でどのように退去強制手続が変わったのかを示したものでございます。下の図で赤い文字、矢印、枠で示されているところが変更箇所となっております。

8ページ目を御覧ください。

こちらは、要件を満たした人について、上陸拒否期間を短縮するなど、自発的に帰国する人を増やすための法改正を行ったことを御説明するものでございます。

9ページ目でございます。

9ページ目は、監理措置の創設、仮放免の見直しについて御説明するものです。

逃亡を防止しつつ、收容しないで退去強制手続を進める監理措置制度を創設しております。また、仮放免は、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により、收容を一時的に解除する制度としております。

10ページ目を御覧ください。

在留特別許可の申請手続を創設するなどの改正を行っております。

11ページ目を御覧ください。

改正法施行前は、難民認定申請中は一律送還が停止されておりましたが、法改正施行後は、3回目以降の難民等認定申請者や、無期若しくは3年以上の実刑判決を受けた者等については、難民等認定申請中であっても送還が停止されなくなりました。

次のページでございます。

12ページ目は、処遇環境の改善のための整備でございます。

法改正前は、被收容者の処遇に係る規定を被收容者処遇規則という法務省令で定めておりましたが、被收容者の処遇をより一層適正化するとの観点から、法律に定めたものでございます。

13ページ目でございます。

13ページ目は、收容施設における医療体制の充実強化でございます。

法改正で、被收容者に対し、3月に1回以上定期的に医師による健康診断を受けさせ

なければならないとする規定や、被收容者が医師等を指名して、その診療を受けることを申請した場合に、医療上適当と認めるときは、自弁によりその診療を受けることを認めることができるという規定を設けたものでございます。また、常勤医師の確保に向け、様々な活動を行っているところでございます。

14ページからでございますが、こちらから「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」についての御説明となります。

14ページ目は、ゼロプランを鈴木法務大臣が発表された今年の5月23日の閣議後記者会見の抜粋となります。第2段落において、大臣がゼロプランの策定の経緯について説明されています。神田法務大臣政務官の下、議論を重ねてゼロプランの策定に至ったものです。

15ページ目と16ページ目に、実際の公表したゼロプランについて付けてございます。

最後の17ページ目でございますが、これが、先ほど申し上げたように、本日特に御議論をお願いしたい事項となります。

まず、不法滞在者ゼロプランに掲げております各施策に関連した事項でございます。

不法滞在者ゼロプランの入国管理に関する施策の(2)において、「退去強制が確定した外国人が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化する。」という施策を掲げています。

この施策に関連して御議論いただきたい事項が2点ございます。

1点目は、現在でも外務省と協力して各国に様々な申入れを行っているところでございますが、より効果的な不法滞在者の発生を防止するための取組について、申し入れるべき取組について、委員の皆様方の専門的な御知見に基づく御意見を頂戴できればと考えております。

2点目は、自国民の受取りに非協力的な国や、旅券がない被退去強制者の送還に必要な帰国用渡航文書の発給に非常に長い時間を要する国がございまして、それで、大変、我々苦慮しているところでございますが、そのような国に対し、どのようにすれば協力を得ることができるか、委員の皆様からアイデアを頂戴できれば幸いです。

続きまして、不法滞在者ゼロプランの出国・送還に関する施策の(5)において、「退去強制が確定した外国人のうち、令和5年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。」という施策を掲げているところでございます。

この施策に関連いたしまして、御議論いただきたい事項が2点ございます。

1点目は、送還に際しまして、航空機の機内で暴れる、大声を出すなどして、航空機の機長から搭乗を拒否され、送還が取りやめになるという事例がございまして、それへの対応策につきまして、御意見を賜れば幸いです。

2点目でございますが、航空会社によっては、被送還者の搭乗自体を認めてくれなかったり、認めてくれても、被送還者が少し暴れたり大声を出したりしただけで、すぐに搭乗を拒否するというような航空会社がございまして、このような非協力的な航空会社への対応につきまして、御意見を頂戴できれば幸いです。

続きまして、不法滞在者ゼロプランの出国・送還に関する施策の（７）において、「被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。」という施策を掲げております。

この施策に関連いたしまして、御議論いただきたい事項がございます。

被仮放免者の動静監視でございますが、現在のところ、入国警備官が、我々の職員が、実際に被仮放免者の住所等の現場に赴きまして、条件違反がないか確認しているというような形で行っておるところでございます。３ページ目に、先ほどちょっとお見せした統計にありますように、令和６年末現在で、被仮放免者は全国に２，４４８人もいらっしゃるということで、全ての被仮放免者に対し十分な動静監視を行うことは、今のやり方ですと困難ということがありまして、手が届かないというような、そういうような現実がございます。それにつきまして、不法就労等を抑止するための動静監視の効率的な手法などについて、御意見を頂戴できれば幸いです。

続きまして、その他のところでございます。

１点目は、入国警備官の採用に関しまして、こちらにつきましては、正直なところ苦戦しているところがございます。こちらについて、委員の皆様のお経験等から、効果的な方策があれば御披露いただければ幸いです。

最後の医師の採用活動につきましても、入国警備官の採用以上に苦戦しているような状況でございますので、広い知見をお持ちの委員の皆様から何か良いアイデアを頂ければ幸甚でございます。

私からの資料の御説明は、以上となります。委員の皆様により活発な御議論を頂けますと幸いです。よろしく願いいたします。

○野口座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして意見交換に入らせていただきたいと思います。

冒頭に少し不規則発言をお許しいただければと思います。

今回、議論の道筋を立てるという趣旨、それから議論の実質化の一つの試みとして、今投影していただいておりますが、資料１７ページに特に議論をしていただきたいテーマを掲げていただいております。

司会進行役として、委員の皆様から事前にいただいた御意見につきましては、会合前に全て目を通させていただきました。各委員からいただいた御意見を織り込む形で、１７ページに掲載の五つの議題を少し膨らませる形で、大きく四つに整理をしながら、基本的には、資料１７ページに掲載されている順で議論を進めていくことではどうかと考えております。

一つ目は未然防止の話。送還対象者の数の減少、未然防止の話でございます。資料１、一番上のポツ、チェックマークに特定の国への働き掛けという議題が掲載されておりますが、ここに加えて、送還対象者を増やさないための施策、また、更に広げて他の手続、例えば、在特を受けるべき方を在特の手続に適切に導いたり、又はそれぞれの手続を適正化するなどといった議論が、ここに含まれることになるのではないかと考えております。

2番目は、二つ目のチェックマークですが、送還の話。送還の適正執行、対象者の確実な送還、さらに出国促進の話でございます。ここには、資料に掲載の護送官付きの送還という話に加えて、資料の一番最初のチェックマークの2番目にある特定対象国への働き掛けの話でございましたり、又は委員の意見の中に多数寄せられておりましたが、自発的出国促進の話などの議論が含まれると考えております。

また、令和5年改正前の政策懇に参加をさせていただいた立場といたしましては、ここに、御説明の資料の中にありましたけれども、罰則付き退去命令の運用の議論も含まれることになるのではないかと考えております。

三つ目は、3番目のチェックマークになりますが、収容中の被収容者に関わる施策の話ということになります。資料に掲載されている被収容者の収容、不法就労の問題に加えて、これも意見で多数寄せられていたかと思いますが、収容を一時的に解く仕組み、仮放免、監理措置、それから増子委員御指摘の特別放免の制度の話などはここに入ってくることになると思います。

さらに、これも増子委員の事前の御意見の中に掲載されていましたが、収容中の処遇の話でございますとか、あとは被収容者の状況の把握と分析などの議論が含まれることになるかと思っております。

最後に四つ目は、資料ではその他ということになっておりますが、体制整備の問題ということになります。資料では、入国警備官の採用と、それから医師の採用という二つの項目が挙げられており、苦慮されているという、今冒頭の御説明がありましたので、この辺りについて、先生方の御知見から、よい考えやアイデアがあれば寄せていただきたいと思っております。

以上四つにグルーピングして、大体25分ぐらいずつで進行していくことができると、時間内に収まるかなというのが、司会進行役の腹案でございます。御協力を頂けますと幸いに存じます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速御発言のある委員に挙手、又は名札を立てていただいておりますので、議論に入りたいと思っております。オンラインで御出席の清田委員におかれましては、挙手機能でお知らせを頂くか、又はマイクをオンにして発言したいですというふうにお声を出していただければと存じます。また、会場で御出席の先生方は、オンラインで御参加の出席者に分かりやすいように、発言の前にお名前を頂いてから発言とさせていただきますよう、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、最初に1番目の未然防止とか退去強制が確定した外国人が多い国に関する働き掛けなどの一つ目の議論についてはいかがでしょうか。

近藤先生、よろしく願いいたします。

○近藤委員 近藤です。

自国民の送還に非協力的な国というのは、例えばイランが代表みたいで、私が理解しているところでは、イランは、移動の自由という憲法上の人権の理解が、人権として本人の意思に基づく移動の自由を保障するというので、帰国を望まない国民の送還には協力しないという、そういう理屈なんだそうです。だとすると、本人が帰国を望むようなインセンティブを与えるのが、イランに対しては方法であって、紹介されているIO

Mの自主的帰国及び社会復帰支援プログラムというのもその一つですし、報道されているアメリカだと、プロジェクトホームカミングとあって、お金をあげるから帰ってくださいというものです。そういう形で本人が帰りやすい、帰ってもいいという条件を作ってあげると、イランでも引き受けてもらえる人が増えてくるかもしれないので、そちらをいろいろ考えることが一つだと思います。

続けて、送還する人を減らすには、要するに、送還しないで人権上は在留特別許可を認めるべき人を、退去強制令書が出たからもう認めないというのを原則とするから、そういう人まで送還しなきゃいけないという点を見直す必要があります。例えば、2010年に死亡事件が起きて、これは送還の仕方でも後で話す議論なんですけど、事実上日本人と婚姻していて、10年も日本人と婚姻状況がある人を返すと、別に犯罪を犯しているわけでも何でもなく、退令が出た後に婚姻届が出た人だからということで送り返すわけです。本人は嫌だと、どうして帰らなきゃいけないかということで抵抗するから、猿ぐつわをしてとか、結束バンドを使ってとか、いろんなことをして死亡する事件が起きてしまいました。そういう悲劇を起こさないためにも、入管職員の方にとっても非常に負担な行為なので、この種の人には在留特別許可を認めるべきです。実は、令和2年6月の報告書で送還忌避長期収容問題の解決に向けた提言という中に、退去強制令書の発付後に在留を特別に許可することが相当となるような新たな事情、要するに、婚姻したとか出身国で何か危険な状況があるとか、そういう新たな事情が生じた場合など、送還を拒むことについてやむを得ない事情があると認められる場合は、変更を含む適切な対応を行うという趣旨が提言されています。そういう新たな事情としての事情変更に応じた手続を創設して、処分の変更を含む適切な対応が求められているわけです。この提言の趣旨からすると、在留特別許可のガイドラインが令和6年3月に改訂された中で、「注4」のところで、退令が発付された外国人は速やかに本邦から退去することが原則となるため、退去強制令書が発付された後の事情変更等は原則として考慮されませんと明記するのはおかしいと思います。先ほどの提言は、むしろそれを考慮しなさいという内容なのに、その提言が出た後に、今までなかったガイドラインの「注4」を入れるというのは、提言の趣旨に著しく反しています。しかも、送還者を増やすことになって、国費送還で日本人の配偶者などを無理に帰すときに、痛ましい事故につながっていると思いますので、要するに、家族結合の権利などの人権に着目して、この原則を見直してもうちょっと柔軟に対応していけば、入管職員が無理に送還させる際の極度の負担も減るし、国費も減らせるということになるんじゃないかと思います。

不法滞在者ゼロを目指す政策というのは、三本の矢というものが恐らくあって、一つは送還すべき人を送還する、もう一つは不法滞在の恐れのある人の入国を拒否する、三つ目が人道及び人権上、在特を認めるべき人を認めていく、この三つをやっていくと減っていくということです。この点、新たな事情として出てきた、例えば、生命の危険があるとか、医療上の必要があるとか、子供の最善の利益とか、家族結合の権利だとか、こういうものは増子委員の意見書にもあるんだけど、本当はガイドラインの中、若しくは入管法にこの人権条約上の人権を明記しておく、職員の意識も変わっていくと思います。そういうものを踏まえた在留特別許可をしていくとともに、手続として、在

留特別許可の申請の手続は整備されたんだけど、退去強制令が出た後の事情変更に応じた、手続がない中で昔から再審情願というのをしていたんだけど、その手続は作られていないので、可能ならそういう新たな事情の変化に応じた手続というのを整備していくと良いと思います。さらに、人権がどうのという話は、弁護士さんのアドバイスが必要でしょうから、代理人の同席を求めたり、アドバイスをできる機会を十分保証する、そういう形で行政手続の透明性を確保して作っていくと、送還忌避者の数も減っていくし、国費もそんなに掛けないで済む、その一つの案として御検討いただければと思います。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございます。

大きく2点いただいたと思いますが、まず1点目は、イランの話をしてくださいまして、本人が帰国を望むようなインセンティブを付与すると、自発的な出国が進むということと同時に、送還を、送り出しを受ける国側にとっても、送還を受けるとい、そこも改善をされていくのではないかと御指摘で、大変重要な点だったと思います。

2点目は、事前に先生からお寄せいただいている意見の中にも書いていただいていることで、前回の会議でもガイドラインの話を出していただいていたかと思いますが、周辺にあるというか、かなり近い位置にあって、並走することもある入管法上の手続、在留特別許可の手続などについて、ガイドラインとの関係であったり、また、ここは多分法改正でルート随分と整理をし直したところではないかと思いますが、赤字で御回答はいただいておりますけれども、入管庁から何か併せて御説明があればお願いいたします。

○東郷警備課長 すみません、警備課長の東郷でございます。

IOMの関係というか、イランの関係で、先生の方から自主的に帰るような措置をもっとやった方が良くないかと、そのとおりでございまして、正にIOM、資料の方にも書かせていただいたように、非常に良い制度だと我々も思っております、数を増やしたいということで予算の増額をお願いとかも年々やっておりますが、ちょっと単年度主義の弊害というか、そういうので、その年度に手掛けたものについて、その年度中に完結するような、それで報告書を出してもらって、要はお金をお支払いするような、何かそんなような手続があるらしくて、若干IOMの手続、まず被収容者の方によく御理解を頂いて、要は説得をしたりして、その後、IOMとカウンセリングをして合意に至るといような、結構長い時間が掛かるということで、残念ながら、お示ししているようにちょっと件数が伸びていないのかなというところがございます。

ただ、すみません、私もこれ伸ばしたいと思っておりますので、今後ちょっとやり方というか、実際の業務フローとかも細かく再度確認させていただいて、何かもっと増やせるような形で改善できないかということ、検討させていただきたいなというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○野口座長 2点目についてはいかがでしょうか。

○武藤審判課長 審判課長の武藤と申します。

在留特別許可の関係とガイドラインのことについて御指摘をいただきましたので、卓上配布している資料に書かせていただいているものと重複しますが、改めて御説明をさせていただきます。

御指摘の提言については、先生から御説明もございましたように、新たな事情が生じた場合などに適切な対応をするというものであったと承知しています。この提言を踏まえまして、令和5年の改正入管法において、法務大臣が職権により在留特別許可ができる旨の規定を創設しました。これは、退令の発付後も職権により在留特別許可が可能であるという制度になっており、この改正法の施行後、実際に退令の発付後に在留特別許可をすべき新たな事情が生じた事例において、法務大臣の職権で在留を特別に許可した事例もあります。

また、ガイドラインについては、原則論を「注4」として記載させていただいておりますが、当然これは原則であって、例外はあり得ると理解しています。

○近藤委員 恐らく今までなかったのが、これが入ると、多分いろんなところに影響が出て、裁判官などが裁判で判決するときにガイドラインもある程度参考にされているので、これを見ちゃうと、要するに、退令後は駄目なんだという判決になる可能性もあります。原則として入管はそういうふうに行っているというのは、従来もしていたんでしょけれども、これ、文書に出しちゃうと大きな波及効果があるので、削除しておいたほうがいいんじゃないかと、私は感じています。

入管は入管で、新たな事情は考慮して法務大臣が職権でやるという考えであれば、それはいいんですが、入管じゃなくて、私が懸念しているのは、多分裁判官がこれを見ると、もう同じような事例が今度裁判で争われると、実は退令後の日本人の配偶者の送還で亡くなった事件というのは、地裁では裁判官がこの人には在留特別許可を認めるべきだと判断しているのですね。だから、裁判官としてはそう考えようと思っても、ガイドラインでこういうのが出てくると、やっぱりルールとしてこういうものなんだというのが、ガイドラインに照らすとそうなるよという判決を出すことになっちゃうので、無理な送還を増やしてしまいます。要するに、そういう送還しなきゃいけない人をやっぱり増やして行って、減らす方向にはいかないような効果を持つと思いますので、できれば削除を御検討いただければと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

先生、もう一つ、三本の矢の話、御意見としてもお出しくださっていて、一番最初の話は、未然の防止の話というのは、やっぱり自発的な出国、IOMのプログラムの話なども関わってくる話ということでやり取りもございましたので、それも含めて、御出席の委員の方から何か御意見、御発言があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡部先生、よろしくをお願いします。

○岡部委員 ありがとうございます。

未然抑止ということで、最初に統計のグラフをお示しいただいたので、それでもうと

ても明らかになったんですけれども、大体全体として、合法的な人も含めて門戸を開放している最中ですので、いろいろな人が増えてくるということは、ある種仕方がないことなんじゃないかなというふうに思っています。他方で、増える傾向にあるのであれば、今までと同じような制度では駄目だということで、いろいろゼロプランですとか、そのほか法改正をなさっているということで、この取組自体はとても評価できるものだというふうに思っています。

ゼロプランの話、基本的にはこれは、私は今の段階では抑止の効果というのが一番大きく評価されるべきだと思っていて、実際の運用については、まだ始まったばかりですし、適正に運用されるということをしっかり監視していくという方向がよろしいんじゃないかと思います。

他方で、他国との協力、送り出す国との協力の話は、今、近藤先生からイランの話が出ましたけれども、イランのケースは非常に特殊なケースとしても、そのほかにここで挙がっていますベトナムですとかタイとかトルコですとか、そういった国々とは、できる限りは二国間関係をつなげていく中でこの話を盛り込む必要があると思います。それは基本的に大賛成なんですけれども、外交の側面から見ると、これはそれまであった一般的な二国間外交の中に、移民とか難民とかという問題がイシューとして加わるということの意味するんですよね。だから、結局リンケージ交渉の中のパッケージ・ディールの一つになるということは、例えば貿易ですとか安全保障ですとか、そのほかの争点領域との掛け合わせの中で、移民と難民の問題が協議されるということの意味します。したがって、場合によっては、我々が議論しているような外国人のための人権の促進ですとか、あるいは国内の社会問題の解決といった目的とは全く違う交渉の目的の下で、その成果が出てくる可能性は大いにあるわけです。

なので、法務省とか入管庁の側が期待する結果が外交交渉の結果生じないという可能性もあるので、それを見越して、まず国内で、外務省や関係省庁とのすり合わせを十分に行う必要がある。また、手前みそになりますけれども、もう少しアカデミアの参加という点も御検討いただきたい。外交の分野では、すでに、アカデミアが二国間対話の場に招かれることがあります。法務省（入管庁）でも国際会議に参加されているようなことは見受けるんですけれども、なかなかASEANやASEMなどの協議体を通じた協力や、よりグローバルな協力体制が見えてこないという現状がある。もう少し他国の事例収集を重ねて、それを可視化するという観点からも、産官学提携を促進していただくというのがよろしいんじゃないかなというふうに思います。

取りあえず以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

今のお話、国内での調整と同時にアカデミア、専門的な知見を持たれた方のジョインがすごく重要になってくるのではないかというお話を頂いたかと思えます。ありがとうございます。

川村先生が、その辺りも含めて御意見を頂いているところと重なるのかなと思いたので、是非よろしく願いいたします。

○川村委員 すみません。国内でということなんですが、外務省と入管庁の、いろいろな

場面での協力、業務のすり合わせというところの、あらゆるフェーズでなかなか難しいところが出ているように思います。

人の移動に関する国際会議、あるいは外交交渉の中にも、入管庁も入っていただきたいと思います。積極的にその場にプレゼンスをお示しいただきまして、ここは外務省マターですということでもちょっと引いておられる部分に、ぐっと強く入っていただくことをお願いしたいです。

その関連で、今度新しく、内閣官房で動きがありましたけれども、政府として、やはりこの問題について今まで以上に取組まなければならないということは進んできておるわけですから、そこで、省庁横断の議論を期待をしています。今岡部先生おっしゃいましたけれども、例えばイラン、それから退令の多い国との交渉のときに、パッケージ交渉の中でこの問題をやっていく、岡部先生にもお時間あれば御知見をいただきたいんですけれども、EUとイランとか、たくさん協定ありますよね。だから、そういうものを日本もパッケージで組んでいくということ強くお勧めしたいと思います。

岡部先生、もし、御意見あればいいですか。そこの補足をとちょっと思いました。

○野口座長 ありがとうございます。

四方委員、よろしく願いいたします。

○四方委員 今の先生方の御発言で、基本的に賛同する立場なんですけれども、御存じのとおり、政治的にも非常に注目する課題になっておるんですけれども、妙な排外主義にならないためにも、これはちゃんと入ってもらうべき人は入ってもらう、そうでない人は毅然と対応をするというのを、政府内でも意思統一をしてもらうことが、妙な排外主義につながるためにも大切なんではないかと思っておりますので、一部の役所にとってはできるだけ入れたいというようなこともあるんだと思うんですけれども、そのルールにのっとらない方についてはちゃんと対応するということが、繰返しですけれども、変な排外主義にならないためにも大事なんじゃないかと思うんで、そういう意味でも、今のお二人の先生方の御意見に賛同するところでございます。

○野口座長 ありがとうございます。

明石委員、よろしく願いいたします。

○明石座長代理 ありがとうございます。

外国人政策における外交的要素についての言及が多かったものですので、私からは材料提供という意味で申し上げます。外国人労働者の受入れを日本と同様に実施している韓国であったり、台湾であったりの事例に見られるんですけれども、受け入れた国、例えばベトナムとかタイという国名が挙がっていましたがその逃亡率、失踪率が高い国に対してあるいは過剰に借金を負わせるなど送出しの環境が劣悪な場合において、一時的に受入れを凍結するといったことが多くはないのですがあります。ただ、その場合、当然ながら、送出国との外交的な摩擦を生じさせますし、国内では産業界からの反対も予想されます。

1点目の外交的な摩擦については、そこから先日本への送出しが抑制される状況にも発展し得るんですけれども、一時的な規制だったり受入れの凍結という措置は、状況が改善すればそこで解消されるわけで、その種のルールを協定とかメモランダムの中に埋

め込む考えもあり得ると思っています。その前提として、日本が、外国人労働者の範囲に限っていますけれども、健全で安全な受入れを実施できており、日本へ自国の労働者を送り出したいという国が多くあるということ、すなわち日本が受入国として競争力を持っているというのが前提になろうかと思えます。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

増子委員。

○増子委員 委員の増子でございます。

先ほど近藤委員が御意見おっしゃられましたけれども、事前に提出されている意見書の9ページから10ページにかけての部分、お話もいただいたと思います。こちらに書かれていることについて、私としても賛成をしたいというふうに思います。

それから、IOMの話も出ておりましたけれども、これは私も意見で書かせていただきましたが、情報公開が必要であるという裏には、ちょっと余り知られていないのではないかと、利用されるべき人も利用できてはいないのではないかと。先ほど事務局の御説明の中で、予算が限られているようなお話もございまして、予算がない中で、余り大々的に宣伝しても利用いただけないというようなことがあってのことだと思えます。とすれば、やはりこういったことに予算をつけていくということが必要なんではないかと。前提として、やはり強制的といいましょうか、強圧的といいましょうか、力業で送還をするということにいっぱいお金をつけていこうというのは、なかなかうまくいかないのではないかなという気がしますし、人権、人道上の問題もございまして、やはりこういうソフトな形で執行していくということが、大切な視点なんではないかなと。

こういう話をすると、しばしば行政側としてはルール違反、言ってみれば入管法違反を含めたルール違反をした人が得するような形にはできないというふうな悩みをよくおっしゃられますけれども、そこは、向こうが得するかどうかではなくて、我々の側としてより合理的な政策なのかどうかという、効果も含めてですけれども、考えて、政策を立案していくべきではなからうかというふうに思います。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

佐野委員、よろしく願いいたします。

○佐野委員 佐野と申します。

先ほど明石委員から、韓国、台湾の事例の御紹介がありましたので、少し補足させていただきます。

韓国に関しては、不法滞在者が日本の何倍もおり、不法滞在者対策としてはうまくいっていないと評価しております。その中で、外国人労働者については二国間協定を結んでいますので、明石委員から御説明がありましたように、例えば、ベトナムの不法滞在者が多ければベトナムから割当てを減らすというような形で対応しているというように聞いています。

他方で、韓国の不法滞在者の多くは、ノービザや観光ビザで入国する人で、特にタイに関しては、観光ビザで入ってきて不法滞在化するという話になっています。その中

で、昨年起きた事例として、K-E T Aという電子渡航認証システムがあります。これは2021年から始まっていますが、タイからの不法滞在者が多いことを受けて、運用を厳しくしたと聞いています。そのため、同じパックスツアーに申し込んで、一部の人は認証されないということで、キャンセルが相次ぎ、約1万人が1年間でキャンセルしたと報道されています。特にインフルエンサーが入国できなかったということもあって、SNSで拡散したという事例もあります。これは、ある意味スクリーニングが適切に機能しているという事例だと思いますが、他方で、インバウンドに一定のハレーションを及ぼす懸念もあります。

そういう意味で、外国人労働者のように二国間協定がうまく働く場合もあれば、そうでない場合もあると思いますので、それぞれの場合に応じた対応も検討する必要があるのではないかと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

川村委員。

○川村委員 外交交渉に関しまして、二国間協定はベースとして必ず大事ですが、マルチですね、特にアジアのマルチの外交交渉の場に積極的に入管庁もコミットしていただきたいと思います。今、韓国の例挙がりましたが、最初の方のこの会合でも、タイからの難申が突出して上がった背景の話として、ノービザの話がありました。一部報道で、韓国の対応が非常に厳しくなったので、日本への入国が増えたとか、私自身取材したわけではない、ちょっと不確かな情報ですが、そういう情報も流れていて、それで日本に入国し在留したいなら難申すればいいと、そういった流れが起こったとも考えられるかと思えます。やっぱりどこかの国が厳しい対応をすればどこかの国への不法入国者数が上がるとかの影響がありますので、よりよい人の移動の形を複数国間で築いていくということも、日本がリーダーシップを取ってやっていただけるといいかなと思いました。

○野口座長 ありがとうございます。

ここまでいろいろ御意見を、ありがとうございます。

堀内委員。

○堀内委員 ありがとうございます。

先ほどから二国間交渉等々で活用すべきというお話がございましたけれども、政府間チャンネルで是非取り組んでいただければと思います。一方で、最初から意図的に不法滞在を試みるような方々が、政府からの情報にアクセスして聞くといったことがどれくらい期待できるかには疑問があるところです。そういった方々、あるいは日本で不法滞在をしていた方々がアクセスするような情報源として、SNS等最近いろいろありますけれども、そういったところへの発信も検討いただければどうか思っております。

それから、不法滞在者が多い国・地域として、韓国の事例の話がありました。どういった在留資格から不法在留者になっているのかといったデータについて教えてください。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

最後の点はいかがですかね。そのようなデータは出てくるのかな。よろしくお願ひします。

○東郷警備課長 警備課長からお答えしたいと思うんですが、不法残留者の関係のデータについては、3月に毎年記者発表をしております、そこで国籍別の内訳も在留資格別の内訳も実は載っております。多いのが、やはり短期滞在が多い、それに次いで技能実習が多いという、在留者が、入国者が多いというような形で、やっぱりそういうような方たちが多いのかなと。あとは、特定活動、留学、日本人の配偶者等という形で、不法残留者多くなってございます。

あと、国によって、短期滞在から不法残留に移る人が多いという国と、技能実習から不法残留する国が多いという、そういう特徴も国ごとでございます。例えば、査証免除国の場合は、短期滞在で入る方が多いので、そこから不法残留するという方が多いんですけども、例えば、査免国じゃなくて、技能実習生が多いということになると、技能実習生から不法残留するという方が多いとか、そういうような国ごとに特徴があるというものでございます。

以上でございます。

○野口座長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

加藤委員、よろしくお願ひいたします。

○加藤委員 今の点に関して、以前、弊社が厚生労働省の中で委託調査でした研究もあるんですけども、やっぱり技能実習生、当然増えているので、先ほどもお話ありましたけれども、不法残留者も併せて増えているという実態がありますけれども、割合で見ると、やはりかなり低く抑えられているのが、ほかの国と比べてもあるかなと思いますし、あとは技能実習生、国籍別で見ても、どうしてもベトナム人がすごく多く見えるんですけども、割合で見ると、やはり一番借金を背負ってきているカンボジアが高かったりとか、その辺の、やっぱりもう少し細かく、せっかく公表しているデータはあるので、分かりやすい形で出していくことで、先ほどもありましたけれども、誤った排外主義みたいなものもしっかり是正しながらやっていける、そういうデータを政府として出していく必要があるかなと思います。

○野口座長 ありがとうございます。大変重要な御指摘だったと思います。

人の流れのコントロールという中で、これまでとはやはり違うデータも必要になってくるのでしょうし、違う分析も必要になってくるとすると、もう既に委員からの御発言にもあったように、専門家の関与であるとか、省庁間の連携であるとか、全体を見渡す視点と、マルチラテラルな視点とバイラテラルな視点という、そういう局面になっているのかなというふうにお伺いしました。

もう既にIOMのプログラムの話なども出てきておりますので、そろそろ緩やかに2番目の議題に入ってまいりたいと存じますが、二つ目は、ペーパーでは護送官付き国費送還の促進をめぐる議論というふうになっており、ちょっと広く捉えて送還とか、あとは自発的な出国ということにつきまして、各委員から御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます、近藤委員。

○近藤委員 意見書の方にも書いていますが、要するに、暴れたり大声を出したりするのを防ぐには、何か縛り付けたり、手錠を付けたり、腰縄とか結束バンドで体を固定するとか、タオルで猿ぐつわをすることを過去にしたことがあって、その方が亡くなったので裁判にもなって、先ほど申し上げたように、その人は日本人の配偶者の方なんです、10年もそういう婚姻状態にある人を無理に帰すときに事件が起きてしまいました。その後、安全かつ確実に送還するためには、2013年から2020年まで民間機をチャーターする一斉送還というのが8回行われたんだと思います。

ほかの乗客がいなければ、大声って気にしなくてもいいし、そういう意味では送還しやすいという政策だったと思うんです。実は一つの国への送還者が多い国はチャーター機で十分賄えるんだけど、日本は、そんなに実は送還者が多いわけではないので、そうすると、無理に集めようと多分したと思うんですね。それで、実は裁判になって、29人難民申請者がいた中で、26人は1か月前に難民の異議申立てが認められないという決定が出たんだけど、それは告知せずに、前日に告知して乗せることにしました。その方が乗せやすいからということだと思うんですが、そういう手続を執ったので裁判が受けられない。裁判を受ける権利の侵害であるし、行政の適正手続違反だという憲法違反の高裁の確定判決が2021年に出ています。

その後、2か月前に告知しなきゃいけないという通知は出たんだけど、執行要領により、1か月前に告知しなきゃいけないというルールに今、変わったんだと思います。だとすると、送還者を集めにくくなって、その人たちが裁判を起こしたりして、結局ちょっと人数を確保するのが難しい問題があります。また、事前の説明のときに聞いたら、何かチャーター機は、航空運賃が高騰していて、ある国に行くのに1億円掛かるとのことです。もう少し近い国ですが、当時2,000万、3,000万ぐらいだったのが、今から考えるとちょっと無理で、そんなお金を出して送還するというのも現実的ではないという、そういう状況があると思います。要するに、送還できるような法改正をしたんだけど、結局法の支配からすると、裁判所が最終的にノン・ルフールマンに照らしてどうかという判断をしたりすることもあるので、案外そういう無理な送還というよりは、先ほど来言っている、IOMを使ったり、アメリカのような新しい仕組みを考えたりするほうがいいと思いますし、国費で送還するときに、3人の職員が乗っていくとかなりの費用がかかります。

その費用とIOMの費用がどのくらいなのかが分からないので、それと比べてみて、ひょっとしたらそっちの方が安いなら、むしろIOMの方をどんどん予算請求して増やしていけばいいことであって、IOMのケースによって、国によっていろいろお金は違ってくるんでしょうけれども、もうちょっとやり方を工夫してください。無理に送還する場合、入国警備官の方が護送官になるのだと思いますが、そういう仕事というのは、本当に御苦労だと思うんですが、そういう仕事があるよというのは、あんまり魅力のある職場ではないでしょうから、そういうことをしなくて済む場合を増やした方が入国警備官の応募拡大にも繋がるように思います。ある種の刑事犯みたいな人の場合には例外的にいるでしょうけれども、そうじゃない事例は、国費送還で無理にというよりも、も

うちちょっと何かソフトなやり方で、効果的なものをもっと開発していくのが大事じゃないかと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

事前にいただいている各委員からの御意見の中には、本当にたくさんのことを書いていただいていたのですけれども、今先生から御発言のあった、自発的な出国のIOMのプログラムの活用というのは、いろいろなところで御意見を頂いていたところだと思います。なぜ活用されていないのか、もうちょっと分析すべきではないかということも、問い掛けとしてはあったと思いますので、この点と、あとは前半の議論で、送還前の告知などを含めた事前の手續については、御質問を頂いて回答もいただいていると思いますので、この点、記録に残すために入管庁から御発言を頂くのがよいかと思いますので、以上の2点についていただけますか。よろしくお願いします。

○東郷警備課長 警備課長の東郷でございます。御質問、あと御意見ありがとうございます。

我々入管庁としては、いろんな手段というか、多角的に帰国していただくのが良い、いろんな手段を使って、手を変え品を変えということでやらせていただく。チャーター機送還もその一つですし、あと、今議論に上がっていたIOMの関係もそうでございます。

あとは、これは事前説明でも御説明したんですが、送還される方の大体95%が、自費出国許可ということを受けて自発的に帰られる方、または出国命令制度という制度、これはもう収容もされないで帰る方、そういう形で帰られているというようなことがございます。それでも帰らないという方、IOMについては、先ほどちょっと御説明が足りなかったのかもしれないんですが、飽くまで日本に残りたいという方ではなくて、母国に帰ると生活が不安ですという、だから、帰りたいんだけど不安なんで帰れないというような方、そういうような方でございますので、どうしても日本にいたいんだというような方については、IOMはなかなか使いづらいということがございます。

ですので、その個人個人に合わせて今やっているというところなんですけど、先ほどちょっとゼロプランにも書かせていただいているのですけれども、出国命令制度の対象者の拡大とか、上陸拒否期間短縮制度を創設しまして、それを使っていただくということで、できるだけ我々としても自発的に帰っていただくと。そのために、上陸拒否期間の短縮もしますよということで、インセンティブも与えると。あとは、これをちゃんと周知していく、先ほど堀内先生の方からだったと思います、周知が足りないんじゃないかというお話もありましたので、ここら辺は、一般の方というよりは、被収容者の方とか退令が出ている方とかになるかと思うんですが、一生懸命説得をして、説明をして、できるだけ自発的に出ていただくような努力を引き続きしていきたいというふうに考えております。

それで、法改正の後、今年の6月以降、法改正の施行後なんですけれども、隘路がなくなったような方、難民の手續が終わったような方に対しては必ず、あなたについては1か月後以降に送還しますよというような御説明を、チラシとともにやっている。で

すので、その間に、例えば訴訟とかをするのであれば訴訟を提起していただくとか、弁護士に相談してやっていただくというようなことでやっておりまして、ですので、告知してから1か月間は、我々送還をしないということで運用しておりますので、すみません、ちょっと先ほど裁判例も御紹介いただいたんですが、今はそういうことにはならないような形で運用しております。

以上でよろしいでしょうか。

○野口座長 よろしいですか。

○近藤委員 5年から1年の上陸拒否期間の短縮の点なんですが、これは効果的だと思うんですが、ただ、実務に詳しい弁護士の方が言うには、改正前は、いわゆるこれを「みそぎ出国」と呼んでいて、1年の短縮が可のような印象の説明が入管からあって、それで使っているみたいな状況だったのに対して、改正後は、改正入管法の52条4項で先に帰国することを決める必要があって、自分が短縮されるかどうか分からない状況で申請しなきゃいけないと。実際に出ている資料では、199件のうち153件が決定したというんだけど、そうすると、46件は駄目だったわけだから、そういう意味では、これを使うかどうかというのが、使ってみないと分からないという不安で、実は使い勝手が悪いんじゃないかという意見を、実務家の方から聞きました。

そうすると、昔やっていたように、入管側からこういうのがあるから、あなたは該当しそうだから、この制度を使ってみたらみたいなことを、むしろ働き掛けて、そういう4項のものをまずやって、次は5項で、その5項は蓋然性が高いからどうですかみたいなことを働き掛けるともっと増えると思うんですね。ただ制度だけ作っても、はい、それでというふうに、分からないし不安なので、使い勝手が実は悪いという意見を聞いていますので、その辺、その運用というか、声掛けの仕方を工夫する方が効果的だと思いますので、御検討ください。

○野口座長 ありがとうございます。

ありますか、何か。

○武藤審判課長 審判課長の武藤です。上陸拒否期間の短縮の説明について、私の方からお話をさせていただきたいと思います。

近藤先生から、法改正以前に上陸拒否期間の短縮について外国人の方に説明をしていたというお話がございましたが、確かに法改正以前には制度の趣旨を説明して、そういう制度を利用してはいかがかというような案内はしておりました。これは、法改正後においても同様の取扱いをしておりまして、職員から外国人の方本人や配偶者の方などに対して、制度の趣旨とかメリットなどを丁寧に説明して、この制度を利用するのはどうかという案内をしております。ただ、確実に短縮されるということは、その場で案内する職員が決めるわけではないので、当然、そこまで確実だとは申し上げられないのですが、そういうことを現在も継続して運用として行っています。

○野口座長 ありがとうございます。

先生、よろしいですか。

○近藤委員 その言い方次第なのかもしれませんが、その言い方によってはもっと増えるんじゃないかなという気はします。

○野口座長 ありがとうございます。

上陸拒否期間の短縮など、前回の令和5年の法改正のときに、自発的に出国してもらうには、法制度上どういう工夫が可能かというのはたくさん議論をして、いい仕組みも入ってきているのであれば、その運用に滞りがないようにというところを見ていくという、そういうことは非常に必要なのかなと思いました。

岡部委員。

○岡部委員 ありがとうございます。

今本当に、座長がいみじくもおっしゃったように、令和5年の改正法も今回のゼロプランも、一応その制度枠組みをいろんなところで議論した成果であるわけだから、それ自体の批判というよりは、今後どう運用が図られていくかというところを厳しく見ていく必要があるというふうに思います。

その上で、もし既に体制があるということであればよろしいんですが、収容後の人で、いざ送還に向かうといったときに、どれだけ送還に向けた連携体制が確立されているかというところがちょっと分かりにくいところがあります。特に警察などの公安部局の関わりについては、きちんとやっているかどうかというところが、もう少し公に見えたほうがいいのかと思います。

今回ものすごくアイロニーだなと思うのが、結局、問題になっている人は、ただ不法滞在の状態であるという人よりもかなり例外的な、本国への送還が非常に難しいという人であって、多分割合的にはすごく少ない人なんだけれども、そういった人への対応がものすごく複雑で大変だというケースだと思う。なので、それにかかる行政上のコストが見合わないのではという評価が出てきやすい。でも、逆に言うと、一般的な人道上の配慮での対応が容易いケースではないんだということを、取りあえずはっきりと制度上で示す形で、例えば組織犯罪とか悪質なブローカーとのつながりとかがあるかどうかというところも含めて情報公開をすれば、それなりの制度的なまた、政治的な正当性が担保された説明責任が図れるのではないかと思います。

他方で、航空会社との協力という話も問題として挙げられていましたけれども、一般的には多分、航空会社の方は、普通の乗客の安全を意識しますので、少しでもそれが脅かされるかもというときに拒否をするということ自体は、これは致し方ないんじゃないかなというふうに思います。1番の議題のときにお話ししましたが、そもそも余り極端な出国拒否のケースが出てこないような抑止策を徹底させつつ、場合によっては人道的な配慮も少しずつ加えながらというのが、バランスの取れた方法じゃないかなと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

富高委員。

○富高委員 ありがとうございます。

まず、不法滞在者ゼロプランに記載されている退去強制確定者の対応や、仮放免者の不法就労防止対策を進めること自体は、先ほど排外主義につながらないようにとの御意見もございましたが、出入国管理の観点に加えて、外国人労働施策に対する信頼向上の

観点からも重要だと考えており、適切厳格な対応が重要だと思っております。

ただ、委員の御意見も伺っていて、さらにそうだなと思いましたが、対応に当たっては、16ページに今回のゼロプランによって期待される当面の効果、目標がございますが、この目標に余り引っ張られないようにする必要もあると思っております。先ほどの近藤委員のお話にもございましたが、国費送還の3年後倍増を目指すという目標もあり、果たして本当にそれがいいのか、事前に確認したところ、国費送還には相当程度費用が掛かっている一方で、IOMによる枠組みではそこまで費用はかからないとも伺いました。「ソフトな対応で」という御意見もございましたが、人道的な観点や、効果的な財源の使い方という視点も考えると、IOMの枠組みをうまく活用していくことを、もう少し促すような取組を行うことが重要ではないかと思っておりますので、意見として申し上げておきたいと思っております。

○野口座長 ありがとうございます。

結城委員。

○結城委員 ありがとうございます。

今回、いろいろな制度を考える過程で、「自発性」だとか「不安」だとか、対象者の気持ちを、どうとらえて、納得できるように検討し説明していく必要性が浮き上がってきたのではないかなと思います。

制度を丁寧に説明するというのも必要ですが、その説明が一方向的に「丁寧に」説明したといっても、対象者が理解でき・納得できるなければ、必ずしも「丁寧だ」とは言えない。対象者の状況に合わせて、どう説明すれば対象者が「自発的」に制度に従えるのか。この点は、先ほど岡部委員もおっしゃっていましたようにアカデミアが解き明かすし、制度を機能的にしていくための貢献をしていかななくてはならないと改めて感じました。

○野口座長 ありがとうございます。

四方委員。

○四方委員 ありがとうございます。

先生方からお話ありました、なるべく自発的に帰国をしてもらうような工夫を様々されるというのは、全く賛成でありますし、そのための予算の確保もやってもらう必要があるんだと思いますけれども、現実問題として、残念ながらそれだけでは済まないで、自発的な出国者以外は退去強制をしないということだと、不法滞在をしようとする人たちに変なメッセージを、誤ったメッセージを与えかねないというのがありますし、それから、先ほども発言させていただきましたけれども、妙な排外主義の世論を逆に刺激することにもなるのではないかと思う次第でありまして、そこで、人権を侵害しないような形で、しかし退去強制をしなきゃいけないというときに、機材だとか、あるいは技能の問題なんかもひよっとしたらあるんじゃないかと思うんですが、この点ちょっと、事前に質問できなかったんですけれども、安全に、だけど強制的に退去強制をしてもらうために、機材面だとか人員面だとか、あるいは研修面とかで、何か考えられることってないのかどうかって、ちょっと質問させていただきたいんですが。

○野口座長 いかがでしょうか。入管庁からお答えありますか。

○東郷警備課長 すみません、警備課長でございます。

まず、今四方先生の方から御質問があった点につきましてなんですが、私どもで護送官付き国費送還、非常に我々としては、先生がおっしゃるとおり、これをやることによって、要はごね得を許さないというか、きちんとしたメッセージをちゃんと、最終的には帰されますということメッセージとして出すことによって、要は、諦めて帰られる、自発的に帰られる方も出てくるんだらうというふうに期待しておるところもございまして、きちんとやっていきたいというふうに思っておるところなんですけれども、お互いにけがをしない、護送官も送還される方もけがをしないように、どのようにして暴れたりしたときに制止するのかということについては、かなり訓練をしております。

東京入管の中に、これ御覧になった方もいらっしゃるかもしれないんですが、飛行機の座席を模したモックアップとかもありまして、そこでかなり訓練を積んだ者にのみ護送官の業務に就かせていると。護送官も、できるだけ連携とかも必要になりますので、チームで連携を取って制止するというのも、かなり訓練を積んでいると、こういう形でやっております。ですので、いろいろ事故があったという御指摘もあったんですけれども、最近是比较的安全に実施できているのかなというふうに考えていますし、今後そういうような練度を積んだスキルの高い護送官、増やしていきたいというふうにも思っております。

取りあえず、以上でございます。

○野口座長 よろしいですか。

○四方委員 ありがとうございます。

恐らく現場ではいろいろ苦勞されているんだと思いますんで、残念ながら強制的に送還しなきゃいけないときのためにも、機材だとか研修ですね、そんなもの、また強化していただければなと思います。ありがとうございます。

○野口座長 ありがとうございます。

入管の方からするとそうだというふうに御存知のことでも、我々一般私人が知らないということはたくさんあって、そこまで考えて制度を作ってくれているんだとか、そこまでトレーニングなどを内部でもされているんだということ自体が伝わることによって、状況を把握した上で、周辺の制度についてどうしたらいいのかと考える、何かそういうインセンティブになるのかなと思ったので、これからますます、多分入管行政の情報の開示というのは重要になってくるのかなとお伺いいたしました。

佐久間委員、よろしく願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

私も四方先生と同じ意見です。強制退去が確定した方々は、自主的に同意して帰られる方、それも費用を自分たちで支払う方が大半を占めています。そこで拒否して強制的送還されることになった場合は国費で帰っていただく。人道上の観点というのはもちろん留意しなければいけないんですけれども、やはりここは、日本のルールを重視して、「帰っていただく」ということが必要だと思います。

例えば、外国人の技能実習、私はこの会議の前に不法残留者の数を調べてきたんですけれども、技能実習とか特定技能、相変わらず多い値がでています。そして特定国に多

くみられる傾向があることも感じます。やはり国費というのを使ったとしても帰っていただくということが、私たちが生活している上で、「まだ日本にいるの」っていうことの不安感というのもやっぱりあると思います。そういうことを考えれば、2人、例えば護衛官が複数就かなきゃいけないというのは、1人が途中で病気になったりとかいうことがありますので、今の国費による護衛官付きの強制送還というのは私は正しい方向であり、これを是非推進していただきたいなと思います。

ただ、話を先ほどの協議項目に戻してしまうことになり申し訳ないのですが、強制退去が確定した外国人の多い国への働き掛けについては、今、技能実習でも二国間協定は14か国でしたか、その協定締結国以降、全然進んでいないように見受けられます。その内容というのも、国と国の間で不法滞在した場合に、受入れを制限する、というのが、協定には明記されていても、割合として明確に数値には示されていませんので、実際には動いていない状況ですし、また、二国間協定を結べていない国からも実際受け入れていると思います。ですから、そういうところも、やはり「原則」という言葉が今残っていますけれども、是非ここは、国と国との関係なんで非常に難しいことだと思うんですが、ここはやっぱり政府間で努力していただいて、二国間協定を重視していただくということをお願いをしたいと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

川村委員。

○川村委員 ありがとうございます。

本当に人権を守りながらの退去強制って、たくさん問題が生じうるわけですが、国の考えで、その人の意を曲げてお帰りいただくのですから、基本的には国費なんだろうと思うんですよ。それを、自発的にお金を出していただいているのが、95%ですか。国費を増やす、予算を取るって大変だということも分かります。ちょっと私も非現実的かと思いつつも、政府専用機で対応、もしチャーターが無理ならというようなことを、前の専門部会でも言ったかなと思うんですけども、そのぐらいのやっぱり重きのある任務なんだということをお踏まえ頂いて、国の重要な施策なんだと、そこをはっきり認識していただいて、それに見合う予算と人員配置をお願いしたいと思います。

○野口座長 ありがとうございます。

人を、人間を意思に反して帰すというのは、本当に非常に、それだけ考えても難しいことだと思うので、今の川村委員の御発言は非常に重いなと思いました。

そろそろ次に入っていきたいと思いますが、今日、途中で中座をされるということなので、一番最初に川村委員に御発言をお願いしようと思います。冒頭では、議論を四つに区切りましたが、時間の関係もあって、併せて一緒にいろいろ議論をしていくのがよいかと思います。

3番目は、今までも既に出てきているかと思いますが、収容されている、収容中の被収容者の方に関わるいろいろということで、ペーパーに載っているのは不法就労、就労の問題が載っていますけれども、事前に委員の皆様からいただいた御意見の中には、監理措置の話が非常にたくさん出てきて、それと並行して仮放免というものをどう位置づ

けるかみみたいな話も出てくるかなと思いますし、また、国として予算の確保もそうですが、当然体制も確保していかなければならないというところから、入国警備官の登用の話とか、あとはお医者さん、収容施設のお医者さんの話なども含めて、御議論いただきたいと思います。

それでは、川村先生。

○川村委員 ありがとうございます。

この部分については、さきの送還・収容の専門部会の際でも大変な議論があり、私も大変に悩み、制度を構築していくのに参加をさせていただいたところです。

申し上げたいことは、その入管法改正において、まず処遇面、たくさん規定を入れていただきました。増子委員からもいろいろと御質問ありましたけれども、こういうものも定期的に見える化していただく、どのような状態になっているかということ、法改正後のことをお示しをしていっていただきたいというのが一つと、仮放免も、ほかの委員の方も御議論たくさん出ていますが、結局仮放免は、先ほどの説明もあったように、一部の例外的な措置というふうにして監理措置へ移行していこうというのが基本のスタンスでありますので、やっぱり監理措置がきちっと運用できる体制に持っていく。それから、今の仮放免の二千数百名の方々については、難民申請中の方、在特申請の方も迅速で判断をしていって、その後どうするかということにすぐ移っていただくことを、トッププライオリティでお願いしたいということを申し上げたい。

それから、送還先指定のノン・ルフールマンの原則をきちり守った形で、入管庁は対応していますというところを示すためにも、やっぱり出身国情報、増子委員からも意見ありましたけれども、公開ということと、出身国情報専門の専門官といった人をしっかり配置をしていただいて、自信を持って判断を頂く体制を更に強化していただきたいということを、まず申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

○野口座長 ありがとうございます。

結城委員も今日、早めに出られるということなので、いかがでしょうか。

○結城委員 恐れ入ります。今、川村委員さんが御指摘された点に共感しているところです。人的な配置と、人材養成の充実、人材のリクルーティングが、不可欠です。この点は、国民の不安の解消につながっていくところでもありますので、重点的な予算措置をしていくことが課題かと思います。参院選挙により外国人問題が全国各地で話題となった今こそ、本懇談会でも出入国在留管理庁の人的配置・養成について訴えていくチャンスであると考えます。

○野口座長 そうですね。本当に、体制がやはり、働かれる方のことというのはすごく大切なことだと思います。

四方委員、立てておられたと思いますが。

○四方委員 今、ちょっとまだ考え中でありまして。さっきの続きで立っていたものですから、後でまた。

○野口座長 では、明石委員、よろしくお願ひします。

○明石座長代理 ありがとうございます、明石です。

事前に質問として提出しておくべき内容で、初歩的なことですが、自発的出国を促すという観点から、収容と、それから監理措置を比べますと私自身は、収容よりも監理措置で管理下に置かれている状況の方が双方に、当事者も含めて望ましいというふうに考えているんですけれども、そうすると無責任な質問になってしまうかもしれませんが、監理措置に置かれた人たちというのは、その後、ダイレクトに自発的出国や送還に結び付いているのかどうなのか、その気配があるのかどうなのか。時間を掛けてその効果を検証していかなければいけないわけですが、所在不明になった人はゼロというのは結構な話ですが、そこから出国に至るという効果が見られるのかどうなのかということです。

収容の場合は、被収容者と警備官との間に構築された信頼関係、人間関係の下で帰国を促すということが出来るケースが少なからずあるというふうに伺っておりまして、それと比べると、監理措置というのは、家族や親族などが面倒をみるパターンが多いので、帰国促進という方向で機能するのだろうかどうか考えた次第です。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。御質問という形でいただいているかと思しますので、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○武藤審判課長 審判課長です。

御質問は、監理措置の方で、自主的に出国されている方がいらっしゃるのかというものだったと認識しておりますが、実際にそういう方はいらっしゃいます。ただ、ちょっと統計を取っていない関係で、人数がどのくらいなのかとか割合がどの程度かについては、お答えが難しいという状況です。

それと、監理措置のときも、出頭していただくときがございまして、そのときに、現場の職員が、自費出国とか自発的な出国をしたらどうかというような必要な説得は、その都度やっているのではないかと理解しています。

○野口座長 今の点、大変また重要だと思いますけれども、行く行く2年、3年たっていて、監理措置という新たな仕組みがどうワークしているのかということは、絶対問われると思いますので、どういうデータをどういうふうに集めておくのかということは考えておかないといけないのかなと思いました。

ありがとうございます。

川村委員。

○川村委員 すみません、監理措置につきまして、国の大事な退去強制の一部の部分を民間の方に担っていただく、重い責任を担っていただく、これも先ほどのところで申し上げましたが、意に反した行動をとってもらうところの重い部分を民間の方をお願いをしているに当たりまして、そこでお暮らしの方々や、それを担ってくださる監理人の方々への予算とか国のバックアップ、これはちょっとどうなっているのかなというところが気になっていますが、お答え今難しければ、そのところもしっかり考えていただきたいということを申し上げまして、コメントを一つお願いいたします。

○野口座長 ありがとうございます。

今答えられる点、ありますか、何か。

○武藤審判課長 監理措置の対象者となっている方に対して、どのような支援を国として行っているのかという御質問だったと思うのですが、入管行政の一環として、退去強制手続中という方について、その立場に鑑みて、国費による支援を行うことは難しいかなと考えているところです。

ただ、監理措置の対象となっている方から御相談等があれば、例えば、自治体の窓口を案内するとか、人道上の配慮もしつつ、個別の事案ごとに現場では対応しております。

また、各地方自治体から求めがあれば、こういう外国人の方がいらっしゃいますというような地方自治体が提供する行政サービスのもととなる情報を提供することもあるということでございます。

○野口座長 よろしいですか。

先生の御発言の趣旨は、入管行政の非常に重要な部分を担ってくださるというのが監理人であるとする、そういう視点でいろいろと考えていけないといけないのではないかという御発言だと思います。ありがとうございます。

岡部委員、よろしくをお願いします。

○岡部委員 ありがとうございます。

先ほど航空会社の話で、ちょっと1点申し損ねたところがあって、そちらも加えさせていただきますんですけども、退去強制に直接協力するのがもし難しいとしても、一旦その退去強制で本国に帰った人が、また再入国を試みようとした場合は、そういった人に対しては拒否ができるという、EUやほかの国もやっていますいわゆる「キャリアサンクション」という制度を日本も導入するのはいかがかと思います。これは航空会社の国籍に関わらず適用するような形で工夫することはできると思います。

それから、体制整備の話で、人員の確保が必要というのは確かにそのとおりだと思うんですけども、いきなりそろえるというのも難しいと思うので、事実上、アウトソーシング化というのもやむを得ないのではと思っています。

その際に必要なのが、専門的な技能を持つ人を増やすだけではなく、アウトソース化する民間の人たちの管理監督業務というんですかね、人事面も含めてやっていただく必要があると思っています。半分ちょっと冗談なんですけど、昔の日本の入管はすごく対応がよくて、何か世界でナンバーワンの表彰状をもらったという話は伺ったことあるんですけども、時々ものすごくむっつりとした対応をする人が少しずつ生まれてきているようで、何となくちょっと不安な雰囲気があります。ですので、アウトソースするからにはそういった、媒介する人材の確保というのも必要になってくるかなと思いました。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

入管行政といっても、いろいろな領域でいろいろな仕事があるのだとすると、アウトソースできる部分というのもまだ随分あるのかなと思ったとき、そういうような組織の作り方をするには、どのような仕事の仕組みにして対応をしていくのかという話なのかなとお伺いいたしました。

あと、キャリアサンクションの話は大変興味深いのですけれども、大元にあるのは、飛行機を飛ばすことでビジネス、なりわいとしている方の、業としての責任みたいなど

ころなのでしょうか。

○岡部委員 そうですね、はい。

○野口座長 それも大変重要な御指摘と思いました。

近藤委員、よろしくお願いいたします。

○近藤委員 仮放免者の不法就労との条件違反を抑止するための動静監視の手法というので、例えば、イギリスは何かGPS付きの足輪を課して仮放免する実験があるみたいで、それは多分逃亡防止で、仮放免者の不法就労防止ということにあんまり諸外国は関心がないし、国連が収容するときの理由にそれを挙げていないんですね。不法就労防止を収容の理由に入れちゃうから、全員収容せよっていう形にかつての日本はなっていて、今、仮放免にしたんだけど、あんまり不法就労防止ということに熱心になる必要は、そもそも私はないんだと思うんだけど。なぜそうかということ、まず最初に、GPS付きの足輪を装着させて動静を監視して、何か不法就労の現場を押さえるといえると思うんですね。だけど、それは多分プライバシー侵害で、裁判所で違憲判決が出ちゃうと思いますので、ちょっと日本ではできないと思います。

そもそも就労も認めず、生活支援もしないと、人をホームレスのような状態に置く。自由権規約委員会は、これは自由権規約7条の品位を傷つける取扱いに当たるといいます。もともとヨーロッパ人権裁判所がそういう判決を出して、自由権規約委員会も同じような判断をするようになってきています。だとすると、就労を禁止するなら、最低限の生活支援をしないと、人をホームレスのような状態に置くおそれがあるんですね。

仮放免のときの身元保証人とか監理措置の監理人が親族だと、民法上、一応扶養義務があるので、その人たちが生活支援はするという前提は成り立つけれども、そうじゃない人の場合はそういう義務がないし、それを義務を課してやってくださいといふと、そういう人が探せなくなっちゃう。要するに、制度設計上、何か裕福な、そういう人がいて生活支援してくれるか、短期間で帰るならそれはいいんですね、帰国の準備のためのその間ぐらいなら、何とでも生活ができる。

ところが、統計上、かつて10年を超える人が150人とか、416人は7年以上10年未満とか、かなりの数の人が長い間いるわけで、民間の報告書だと、仮放免者の5人に1人が路上生活を経験という、そういう実態なので、そういう人たちの生活をどうするかというときに、収容すれば衣食住は問題ないので収容しましょうということになると、また長期の収容が問題になって、精神衛生上よくなって、収容をできる限り短期間とするというグローバルコンパクトの趣旨からすると、今のような制度を作るわけでは

したがって、熱心に不法就労防止を、監視すればするほど、背面としてその人はホームレスの状態に陥る。現状は多分、何かお手伝いと称して、何らかのお金をもらうけれども、就労じゃないですよというのが起きているか、恵まれた周りの人に支えられているか、それかホームレスになるか、そういうのが現状じゃないかと思うんですね。

例えば、ドイツだと、仮放免で猶予されたような人は、一定期間後就労が認められます。イギリスは、就労は禁止するんだけど、非人道的な、又は品位を傷つける取扱いの禁止のための一定の生活支援といふのはしてたりするし、何かそういう自由に出

入りできるような宿泊施設みたいなのを造ったりして、そういうところに住めるようにしてあげたりとか、そういうことを配慮したりしている場合があります。長期の仮放免者に就労を禁止するなら、自由権規約7条の品位を傷つける取扱いの禁止とか、憲法だと実は個人の尊重とか生命の権利というのがあって、その生命が脅かされるような状態に人を置くべきではないというのも、憲法上あると思うんですね。

収容されたときに享受できる尊厳ある人としての最低限度の生活を維持できる状況というのは、何らかの若干の生活支援をするか、何らかの形で働ける状況にするかということじゃないと、制度設計上、実は無理があって、恐らく保証人に期待して、その人たちは生活の支援をするんだからというんだけど、必ずしもそうになっていないし、その条件を付けちゃうと、実は探せなくて収容者を増やすだけになるので、不法就労の監視ということは、多分あんまり諸外国では目くじら立てていないで、割と日本の入管の方では、真面目にそこを頑張ろうとするんだけど、あんまりそこに力を使う必要はないんじゃないかというのが、私の意見です。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

入管からまたお答えを頂こうと思いますが、最初に委員の御発言をお伺いしてから、まとめてという形にさせていただきたいと思います。

佐久間委員。

○佐久間委員

私は、今の仮放免制度と、それから監理措置制度、これは2024年の法改正からできたわけですが、今後は監理措置の方に一本化したほうがいいのではないかと考えます。今まで仮放免となり、曖昧なところが残っている。そして、監理の厳格さという点でもやや緩い面があるんですね。いろいろな点、医療上の趣旨とか、子供がいるとか、そういう問題で仮放免ってあったと思うのです。監理措置が設けられたことで、より厳しく、そして人道上の観点からも配慮するという両面からとらえた措置ができていますから、一本化をしていただければよろしいんじゃないかと思います。

監理措置についてはここから質問なんですけれども、今、仮放免なり、それから監理措置は、家族とか親族が保証人や監理人となるケースがかなり多い割合、90%程度占めていると思います。あと、支援団体とか弁護士の先生方とか、そういう方もいらっしゃるんですけど、家族とか親族ですと、すみません、ちょっと私、この辺の実務について分からないところなんです、やはり家族間の情ということで、なあなあ関係になってしまうのではないかと。でも、やはりこの保証金の関係とかあったりとか、非監理人に対しても、家族とすれば安心だということで進められると思うんですけど、家族というのが、受入先がないからということもあるかもしれませんが、第三者的な方々に監理人というのをお願いができないかなと思っています。支援先、支援団体とか、それから私は弁護士の先生とか、それから外国人問題に詳しい行政書士の先生方いらっしゃると思うので、こういう方になっていただくというのがよろしいと思うのです。弁護士の先生だと、被監理人に対するプライバシーの関係とかというのがあるので、その方とは違う弁護士の先生に依頼する等も考えられのではないかと思うのです。また別途、

これも質問なんですけれども、川村先生が先ほど申しいらっしゃいましたが、この監理人に対する手当とか、そういうのがどのぐらいの額が出ているのか、または出ていないのか。例えば、民生委員の方たちに出ているような手当、そういうのもあるのかどうか、その点を教えていただきたいと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

川村委員。

○川村委員 すみません、一言言って退出をお許しいただきたく存じます。

法改正後、仮放免者に対しては、保証金をなくしてなどというふうに、制度ががらりと変わっていますので、監理人体制に移行と、それはそういうふうになっていくでしょうし、そうしなければならない、そうでないと本筋とは違う形になりますよね。

なので、今の仮放免者と言われる状況で、長期におられる方、この方々の身分を早く決定していくということが、まず専決ですよね。その方々は、今退去強制の手段中なんだということですので、そこを一段早く。それから、いわゆる仮放免者という方々が、どういう人なのかということ曖昧にして議論をしますと、方向性がおかしいところになるんじゃないかなというところで、基本の枠組みとそこの例外的対応ということと、それから、やっぱり監理人措置をしっかりと根づかせるための財源、運用、人材を、今の時点ではちょっと不足ではないかということをおし上げておきたいと思います。

すみません、今日はこれにて退出をお許しいただきたく存じます。申し訳ございません。

○野口座長 ありがとうございます。

一時的に収容を解く仕組みは、令和5年の法改正の前までは、増子委員の御発言の中にはあった特別放免と仮放免しかないという中、仮放免にかなり制度的に負荷が掛かっていたという実情があるのではないかという議論の中で生まれたのが監理措置だったと思います。ですので、監理措置と仮放免はやはり違う仕組みではあるのだけれども、監理措置が法改正のときには一つ、これだということに入った仕組みであったということは、思い返しておかないといけないことなのかなと思いましたと発言をさせていただいた上で、増子委員からよろしく願いいたします。

○増子委員 日弁連では、従来から収容されていない被収容者の方についての生存権というか、生存の保障ですね、このことについては強く何度も申し上げてきたところでございます。どういった方に来ていただくのかとか、どの程度来ていただくのかということについては、これは大きく政策的な判断ということだと思いますけれども、現にいらっしゃる方について、仮に法律の違反等があったにしても、やはり人間として、人権、人道上の配慮というものは必要でございます。この点は、先ほど近藤委員がお話しになった、特に事前の意見書の7ページから8ページの冒頭に書かれている中でも、非常に印象的に私、感じたのは、仮放免者の不法就労の条件違反をよくするための動静監視は、極論をすればホームレスとなることを見届ける、そういった側面があるんだと、非常に、冷静に書いておりますけれども、結構刺激的な表現ですよね。しかし、これ、決して冗談ではなくて、そういうことを実際に国が冷静に行うということが、どうい

ことなのかということは、やっぱり改めて思い返す必要があるだろうというふうに思っております。

一つ、最後っぽいので、ちょっとまとめて、かいつまんで幾つか言っちゃいますけれども、東京入管のところの収容所、見学させていただきました。私、弁護士をしておりますので、刑事施設の視察委員というのを5年ほどしたことございます。そういった視点で見ますと、この間、収容所を拝見したときに、もちろん刑事施設よりかは緩やかなので、例えば居室から出ていられる時間があるとか、だけれども、雰囲気は非常に似ていた。

その中で、あえて申し上げますと、職員の皆さんの雰囲気が刑務所の方と似ていた。つまり、他の部署と違って、我々が行ったときに、中には起立をされ、敬礼をされるというような雰囲気の職場であったなというのが、大変印象的でした。刑事施設におけるそういう職員の態度については、視察委員会や、中には弁護士会からも、批判的な指摘というのがあったのですけれども、刑務所の方は、御案内のように刑罰の種類が改まりまして、そもそも行刑の目的が変わったというふうに指摘されているところで、これからどう変わっていくのか注目しておりますけれども、この入管の施設については、そういう目に見える転機がない中での状況ですので、やはり自発的にその辺は考えていただくと必要があるかなと、もう少しまろやかな、そして警備官の採用募集のホームページを拝見しますと、国を守ります、非常に勇ましいことが書いてあるわけですが、もう少し被収容者の方たちを支えるというか、サポートするというか、お帰りいただくことも含めてですけれども、そういう面をやっぱり魅力としても発信していく必要があるだろうというふうに思いました。

あともう一つ、最後、医者の問題ですね。我々や入管庁の皆さんで、ここでいろいろと話しているのも大事なことなんですけれども、肝心要の医者、医療者ですね、そちらは、医療界はどう考えているのかと、こういう職場は魅力的なのかどうか、刑事施設の場合も大変苦勞されていると思いますけれども、もう少し医師会でありますとか関係する諸学会ですね。医師のキャリアを形成する中で、この入管施設での勤務というのをどう生かしていただけるのか、アイデアを頂戴するというような取組もあってしかるべきかなと、既に行われているかもしれませんが、少し感じましたので、コメントしておきたいと思います。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

四方委員。

○四方委員 2点ほどなんですけれども、一つ、おっしゃったように、仮放免者の人たちの人道問題というのもあるんだと思いますけれども、そのためにも、先ほど佐久間委員がおっしゃったように、監理措置の方に中心、やっていくべきなんではないかと。

それから、なかなか難しい問題ではあるんですけれども、長期収容で人道問題になるというときに、本来は母国の方が自国民保護すべき、帰ってもらって別に構わないんで、そういう問題なんで、先ほどの外国との交渉の話になるのかもしれませんが、本来はそっちが筋なところでもあるところであり、ちょっとなかなか難しいなと思った

次第ではございます。ただ、実際に長期収容の方々がいらっしゃるのであれなんですけれども、仮放免をするにしても、やはり身請人のような方の確保を、できれば監理措置で身請人を条件にするみたいなことが必要なのかなと思った次第でございます。

それから、もう一点は、不法就労の問題で、これも一番最初の議題のときに申し上げるべきだったかもしれませんが、不法就労をする人を雇う人がいるのも、これちょっと問題ではありまして、本則としては、正規に入国した方々を雇っていただく、そちらの方を太くして、不法就労の形では就労してもらわないというためには、不法就労の取締りというのも大事かと思うんですけれども、これ、不法就労につきまして、入管局と、それから警察の方でも取締りされていると思うんですが、これちょっと質問なんですけれども、不法就労に関する情報が、例えばネット上なんかにもたくさんあるんだけれども、見付ける人手がないという話なのか、どういう状態にあるのかなということについて、もし人手の問題だったら、民間の方から情報提供を受けるだとか、AIを使うとか、もうちょっと手立てがあるのかもしよせんので、その点ちょっとお伺いする次第でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

先に委員の御発言を頂こうと思います。

近藤委員。

○近藤委員 先ほど監理人の手当という話が出て、恐らく今はないんだと思うんですが、考えるならば、実は監理人の成り手がいないとか、今まで保証人にはなってもいいけれども、監理人は義務があるから嫌だという意見もあって、だけど、監理人になると、実は監理されている人の若干生活支援のお金まで含むようなものとしての手当がもらえるというなら、その人のために、やっぱり監理人になってあげようかというふうになるかもしれないので、少し監理する人が大変だからという発想だけではなくて、監理される人の生活支援にも使えるようなお金だから、是非監理人になってくださいというと、もう少し増えて、それで監理措置というほうが増えていくということが、ひょっとしたらできるかもしれないので、もし手当てを考えるなら、若干生活支援のことも含んだような手当を御検討いただければと思います。

○野口座長 ありがとうございます。

岡部委員。

○岡部委員 すみません、ちょっとだけ短く言わせていただきたいんですけれども、そもそも不法な状態というか、違法をしている状態で入国しているということ自体が異常なんだという考え方の共有は必要なんだと思うんですね。ビザが切れたり、パスポートの期限が切れた後に、普通の人であれば、一旦国に戻って、正規のビザなり何なりを取って入国し直すということは、そんなに難しいことではない。しかも、今日本のように人手不足で、かなり大規模に労働力募集を行っている環境においては、特定技能や技人国などの資格で入国することは昔と比較してそれほど難しい状況ではないと思います。その中で、あえて違法な状態で入国しているということ自体はやっぱりおかしいんだということを踏まえていただいた上で、基本的には不法滞在という状況がゼロになることが望ましいという目的の下に進めることが大切だと思います。人権に配慮した手続が必要

だということは分かりますが、逆に人権状況だけが重要であるかのような議論の仕方というのは、ちょっと本来の筋からは外れていると思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

岡部委員に今御発言いただきましたが、ここは本当に、送還されるべき人をきちんと適切に早期に送還をしていくという行政のニーズと、同時に、送還まで日本におられる方の人権の問題とのバランスという、非常に難しい議論かなと思いました。

増子委員、ございますか。よろしいですか。

ここまでいろいろと御質問も含めていただきましたが、入管庁の側からいかがでしょうか。

○武藤審判課長 審判課長です。

まず、監理人の手当について、近藤先生のご説明のとおりでございまして、手当を支払うというような規定はなく、無償でやっただいています。

それと、近藤先生の方から支援のお話がありました。その点については、ごく簡単に申し上げますと、やはり退去強制手続中であるという立場に鑑みて、仮放免者については、就労可能な在留資格を有する場合を除いて就労を認めておらず、また入管行政の一環として、国費による支援を行うことは困難であると考えております。

次に、佐久間先生からの御質問に対する回答になります。監理措置で、家族が監理人になったときの御質問だったと理解しております。簡単にまず結論だけ申し上げますと、候補者が家族であってもなくても、同じような要件の下で監理人として適正なのかということ判断した上で、監理人に選任しています。

その上で、例えば、監理人としての任務遂行が困難になったときとか、任務を継続させることが相当でない認めるときには、監理人の選定を取り消すことにしております。それは、家族であっても同様に取消しの対象になり得るという制度になっています。

それと、人数に関する御質問があったか定かではないんですが、家族だからという理由で監理人に選任しなかった例を御紹介していただきたいという御質問があったのではないかと思います。そのような統計を取っていませんので、大変申し訳ありませんが、お答えは難しいということです。

○白井総務課長 総務課長からですが、増子委員から御指摘をいただきました人権配慮の関係等につきまして、一言だけ申し上げます。

警備官、公安職でございますので、やはり採用の場面においては、国の安全・安心を確保するという観点から採用の広報はさせていただいているところでございますが、その広報の中でも、当然のことながら、外国の方の、外国人の人権に当然配慮するというところはもちろん盛り込んでおりまして、人権研修なども行いまして、高い品格を求めるといことで、しっかりと意識をして採用の広報、また研修に当たっているところでございます。

収容施設の中でも、やはり安全を確保する必要上、一定の規律が当然必要でございますところから、委員御指摘のような雰囲気というところがあるのかもしれませんが、人権配慮には引き続きしっかりと努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○野口座長 富高委員、御発言を。

○富高委員 ありがとうございます。

前提として、不法就労につながるような事態を起こしてはいけないということは間違いなくありますし、この点は、きっちりと皆さんで共有していく必要はあると思います。その一方で、特に不法就労となる仕事に従事させている雇用主にあたる方たちが、不法就労者の足元に付け込んで、低賃金での手伝いなど、二束三文のような働かせ方をさせることは、あってはいけないことです。不法就労であっても、日本の労働条件に関する法令は適用されることは、厚労省の通達の中でも明確にうたわれておりますので、その点をしっかり踏まえて対応していただく必要があると思っておりますので、バランスを見ながら取り組んでいただきたいと思います。

○野口座長 ありがとうございます。

ありますか、入管から。

オンラインで御参加の清田委員、御発言があればお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○清田委員 もう時間限られておりますので、大丈夫です。ありがとうございました。

○野口座長 ありがとうございました。

最後に、メモでは本日の議論をまとめるという、そういうセクションがあるんですけども、今日の多様な議論をまとめる能力は私にはとてもありませんが、ただ、ミクロの話で言うと、監理措置というのは、これは私の感覚から、入管法を改正して新しい監理措置なるものを入れるときには、ものすごく、なんと申しますか、やはり、慎重な方向で議論をしていたのではないかと思います。制度というのはそういうものだと思いますけれども、入れてみるということがまず大変で、入れた後で、その運用を図ってどう改善していくかという議論を進めていかなければならないので、入管法でいうと、監理措置というのはその一つ大きなところなんだなというふうに思いました。あとは、本日の、委員の先生方のお話に通底していると思っておりますが、入管行政は入管の組織だけで行うことはできず、関係者であったり、有識者であったり、専門知識を持っている人であったり、又は、他機関、行政の他部門、他部局との協働というのが非常に重要になってきていて、富高委員のお話にあったような就労の関係であったりとか、あとは医業、医師のお話であったりとか、あとはキャリアの、飛行機を飛ばすキャリアの話であったりとか、いろいろなところと関わってくる。さらには、基礎自治体の話も出てくることになるのかなと思ったりいたしました。

ということで、本日も議論はまだ尽きないのですが、そろそろ予定のお時間はもう過ぎていられるかもしれませんが、本日は意見交換はここまでとさせていただきたいと存じます。進行に御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、事務局から次回開催予定等について御説明をお願いいたします。

○事務局 次回の議題は、在留管理の一層の適正化に向けた検討についてとし、来月8月20日水曜日に開催を予定しております。詳細につきましては、追って御連絡差し上げます。

事務局からは以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

3 閉 会

○野口座長 それでは、これもちまして出入国在留管理政策懇談会の第5回会合を終了いたします。本日もどうもありがとうございました。

—了—